

日本道路公団等民営化関係法施行法の一部を改正する法律案要綱

一 日本道路公団等民営化関係法施行法の未施行部分の施行期日を別に法律で定める日とするものとする
と。

(日本道路公団等民営化関係法施行法附則第一条関係)

二 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。